

大江町新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

平成25年4月の新型コロナウイルス等対策特別措置法の施行に伴い、新型コロナウイルスやこれと同様の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国・県・市町村は、行動計画を策定し、実施体制等を整備することとなった。

本町においては、「新型コロナウイルス等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、新型コロナウイルス等の発生に備え、本町全体の体制整備

計画の概要	
1 計画の位置づけ	新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく計画とし、基本方針と具体的実施内容を示し、感染拡大を防止するため取り組むべき対策の基準を示すもの
2 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等対策に関する基本的事項 ・新型コロナウイルス等の発生段階に応じた対策
3 計画期間	平成26年度～(終期なし) 政府行動計画、ガイドライン、県行動計画に変更が生じた際に改定する。

主なポイント	
・計画の対象は新型コロナウイルス及び新感染症	
・町長を本部長とした対策本部を設置する	
・新型コロナウイルス等緊急事態宣言時における対策	
・特定接種(社会機能維持者への臨時予防接種)及び住民接種の実施	

対策の目的	
感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、町民生活の安定を確保することを目的として、対策を講じる。	

役割分担	
< 町 >	町内の対策の総合的推進
< 県 >	市町村における対策実施を支援
< 事業者等 >	職場における感染症対策 / 発生時の業務継続・縮小
< 町民 >	個人での感染対策 / 発生に備えた食料品、生活必需品の備蓄

	国	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染者		小康期
	県	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内発生・感染拡大期	まん延期	小康期	
発生段階ごとの主な対策		新型コロナウイルス等が発生していない状態	海外で新型コロナウイルス等が発生した場合	国内で新型コロナウイルス等患者が発生した場合	県内で新型コロナウイルス等が発生し、感染拡大傾向だが、患者の感染経路等を疫学調査で追うことが出来る状態	県内で感染が拡大し、患者の感染経路等を疫学調査で追うことができなかった状態	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	
実施体制	・行動計画、業務継続計画作成	・事業継続にむけた準備	対策本部設置 (緊急事態宣言時)		・重要業務の継続	・感染拡大に伴う対策変更 ・県へ総合整備要請(必要時)	・対策の評価 ・対策本部廃止時期の検討 ・通常業務の再開	
情報収集・提供	・国、県等からの情報収集 ・基本的事項の情報提供	・多様な手段による情報提供 ・相談窓口等の準備、設置	・相談窓口の充実強化		・相談窓口等の継続		・相談窓口の縮小	
感染予防・まん延防止	・感染予防や対応策の普及啓発 ・食料品、生活必需品の備蓄促進	・感染予防策の勧奨 ・食料品、生活必需品の確保要請	・外出自粛要請 ・施設使用制限				・感染予防や対応策の普及啓発	
予防接種	・特定接種対象者の把握、整備 ・住民接種体制の確立	・特定接種の準備、実施 ・住民接種の準備	・特定接種の実施 ・住民接種の準備、実施	・特定接種の継続 ・住民接種の継続			・第二波に備えた住民接種の継続	
町民生活及び町民経済の安定の供給	・要援護者等の把握 ・火葬能力の把握 ・物資の備蓄	・円滑な埋火葬体制の準備 ・臨時遺体安置所の確保	・要援護者等への生活支援準備 ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格安定等	・要援護者等への生活支援 ・火葬体制の整備 ・臨時遺体安置所の設置		・特例に基づく埋火葬に係る手続き ・臨時遺体安置所の拡充	・緊急事態措置の縮小・中止	
医療体制	・県の地域医療体制に協力							

※赤字は山形県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合に実施するもの